

独立行政法人評価分科会（平成19年5月28日開催）議事録

1 日時 平成19年5月28日（月）13時30分から16時30分

2 場所 法曹会館 高砂の間

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎、浅羽隆史、井上光昭、岡本義朗、梶川融、河村小百合、黒川行治、黒田玲子、鈴木豊、田渕雪子、玉井克哉、山本清の各臨時委員

（総務省）

熊谷敏行政評価局長、伊藤孝雄官房審議官、若生俊彦行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、鶴巻郁夫調査官

4 議題

- （1） 独立行政法人の事務・事業に関する府省ヒアリング（総務省、農林水産省）
- （2） 報告事項

5 配布資料

- （1） 総務省説明資料
- （2） 農林水産省説明資料

○ 富田分科会長

ただいまより政策評価・独立行政法人評価委員会、独立行政法人評価分科会を開会いたします。

本日の分科会は、今年度見直し対象となっております独立行政法人の業務の概要に関する各府省からのヒアリングの一環といたしまして、総務省所管2法人、農林水産省所管3法人の計5法人の事務事業に関するヒアリングを行います。

このヒアリングは、今後、政策評価・独立行政法人評価委員会として見直しの検討を行っていく上で非常に重要な意味合いを持つものであると考えておりますので、委員の皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、総務省所管の2法人の事務事業につきましてヒアリングを行います。本日は、総務省、田口課長をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。最初に、統計センターの業務の概要について、10分程度ご説明いただき、その後質疑応答を行いたいと思います。それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 田口総務課長

総務省統計局の総務課長をしております田口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、短い時間でございますので、早速ポイントを絞ってご説明したいと存じますので、資料の1-1、独立行政法人統計センターの資料の3ページからご説明申し上げたいと存じます。3

ページの左側の図に、公的統計あるいは政府統計の作成に関する一連の業務がごく簡単にまとめられております。一連の業務の流れといたしまして、総務省統計局の例で申し上げますと、まず調査の企画、設計は統計局が行います。そしてその次に、その企画に従って実際の調査を行うわけですが、これは地方公共団体に法定受託事務としてお願いするということでございます。それで調査票を集めまして、今回議題になっております統計センターの番になるわけでございますけれども、センターのところに調査票が集められまして、ここで統計を作成する業務、製表業務、集計業務が行われるわけですが、これはセンターが一元的に処理をする。それで、統計表ができましたところで、統計局がその調査結果を分析して公表するという一連の業務になっております。

このように、政府統計作成にはいろいろな機関が関与しておりますので、その相互関係が問題になるわけですが、これは、2ページのところに、センターを中心にいたしまして、総務省統計局の調査が多いわけですが、各府省の調査を受託する場合もございますし、また実査に当たる地方公共団体との関係など記載しております。

ここで重要なことといたしまして、政府統計を確実に作成するために、最終的には法律で担保している部分があるわけですが、右下に地方公共団体との協力ということが書いてありますが、センターから地方公共団体に対しまして協力を求めることができるというような規定が法律で書いてありますし、また左下の方に、緊急の必要がある場合に、総務大臣がセンターに対して、緊急に統計を作成することが必要であるというときには、必要な措置をとることを求めることができるというような規定が法律上担保されているということでございます。

そこで3ページに戻っていただきまして、実際の業務についてご説明申し上げます。まず、製表の企画、設計、調整と書いてありますけれども、調査の企画、設計の段階でも、センターはその立場から企画に関与するというところからございまして、統計調査の企画というのは、せんじ詰めれば、どういう統計表をつくるかということでございますので、センターの立場から、例えばどこまで細かく表がつかれるかといったような立場から関与いたしますし、また統計表をつくるということに関しまして、調査の趣旨、目的に合ったような処理方法を企画するというところからでございます。また実際にその集計の段階におきましては、記入内容などから処理基準というか、処理方法を見直していくといったような形で企画を行っていくということでございます。

それから、実際の業務、製表の実施のところ、下に3つ並んでいますけれども、一番重要なのは審査ということであろうかと思っております。この集計業務、製表業務は調査票を単純に足し算するというわけではございませんで、ここにも書いてございますけれども、調査票に記入漏れですとか記入誤り、あるいはちょっと気がつかないようなところで、記入相互にあらわれる矛盾点がありまして、こういったものをそのままただまとめるだけでは正確な統計はできません。そこで調査票の段階ではよく審査いたしまして、先ほど申し上げましたけれども、地方公共団体と連携し、これは毎月数百件に及ぶような地方公共団体と連絡をとりまして、場合によってはデータを取り直してもらいたいというようなことを求めるということもございまして、そういった格好で正確な統計を作成するための審査を調査票の段階で行いますし、また統計表を作成した段階で審査して、その結果、数値がこれで正しいのかということ、現実の社会経済情勢などを見ながら判断して、おかしいと思えば、その調査票に戻って原因を探ってみるということも行われるわけでございます。そのような形で、審査を通じて統計の正確性を担保するというところからでございます。

また、真ん中に書いてあります分類でございますけれども、実際にどれだけ詳しい分類ができるかということが、いい統計をつくるためのポイントになると考えてございまして、大ざっぱな統計では、その場では役に立っても、後で役に立つということができません。その時々々の政策課題に応じ

て、最近格差問題ですとか、いろいろな課題が生じてまいります。例えば格差問題で、ジニ係数を調べる。そのジニ係数が、過去何年ぐらいたかのぼって調べられるかといったようなことも問題になったりします。

あるいは、ここで重要なのは産業分類です。企業の事業内容について、事業所単位で分類していく。単純に会社の名前だけでは、事業所単位で、やっている仕事が違うということもございまして、仕事の内容をよく見ながら分類していくということもでございます。例えばメーカーの事業所であっても、実際に物品販売という方に位置付けられたりするということもございまして、また企業も業務内容がどんどん変わってまいりますので、以前ですと単純な業務をやっていたところがどんどんIT化を進めていって、今ではITあるいは先端技術の最新のところをやっているというようなこともございまして、そういう変化に応じて分類していくということも必要になってまいります。こういう詳細に分類する能力では、センターの能力はかなり高いものがあるかと考えてございませぬ。それでまたこういった分類の基準というのは、国、政策統括官で行うわけでございませぬけれども、そういったところに改善を提案することもできようかということもございませぬ。

続きまして4ページでございますが、ここはセンターが果たすべき役割、又は求められる能力といったものを書いてございませぬ。統計的専門能力。当然でございませぬけれども、真ん中の、厳格な情報管理は、個人情報を含む調査票の情報あるいは公表前データといったものについては厳格な管理が必要でございませぬし、また制度的な問題だけでなく、それを支える職員の倫理観の醸成が必要であり、職員の質が重要であるということも考えております。

最後に5ページになりますけれども、センターは今後業務改革を進めていこうということもございませぬけれども、その方向性につきまして3つ上げてございませぬ。統計法が60年ぶりの大改正ということで、新たな統計法が成立したわけでございませぬけれども、そこでは社会の情報基盤としての統計という基本的なコンセプトのもとで幾つかの業務を新たにやるようにというようなことで、統計法で書いてございませぬが、その対応がセンターとしても必要であろうかと思っております。

センターは様々な統計データを管理しておりますので、そういったところの二次的利用ですとか、そういったことを中心に統計サービスの向上に対応していく必要があるということもございませぬ。こういった新たな業務が必要になるわけでございませぬけれども、センター全体として、当然のことながら減量、効率化が必要でございませぬので、新しい業務に取り組みながらも、業務を効率化することによって、人件費または常勤職員数を今後決定していく必要があるかと思っておりますけれども、今後5年間で5%程度削減し、その中で既存の業務は効率化し、新たな業務に取り組を進めるということにしてございませぬ。

私からのご説明は、大体以上のとおりでございまして、あとは先生方のお話を承りたいと存じます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました統計センターの業務の内容につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 山本臨時委員

確認させていただきたい点が何点かございませぬので、私から3点ばかり質問させていただきたいと思っております。

今ご説明ありましたとおり、統計センターというのは統計局で企画されて、調査の後、作表されるという実施部隊だと聞いているわけですが、まず第1点として、統計センターが、確かに法律で定まっているんですが、指定統計等を独占的にされる本来の理由はどこにあるのかということ。

それと、関連いたしますが、いわゆる規制改革会議等でも多分この議論もされていますし、あるいは官民競争入札の監視委員会の方でも民間開放はどうあるべきかということについて、ただ議論がされていると聞いておりますが、センターはあくまでも実施部門で、しかも調査の終わった後の作表をされているということですから、この作表部門が何ゆえに民間開放ができないのか、あるいは、今されていないのかということの理由がどこにあるのかということ、多分別途研究会を発足されて、コアコンピタンスというのをお書きになっておられて、そのとおりにかなという気もいたすわけですが、コアコンピタンスという概念が、例えば独占的にされている指定統計の作表作業において不可欠なものなのかどうか。あるいは各省庁からの委託されている業務においても、やはりこのコアコンピタンスがなくてはいたし方ないのかどうか。あるいはこのコアコンピタンスというものは、例えば民間の統計会社というのものもあるわけですが、そういったものにも当然養成されるようなものではないかという気がいたすわけですが。そういたしますと、少なくともセンターのおっしゃるコアコンピタンスというのは、私はよくわかりませんが、民間部門ではコアコンピタンスが確立されていない、あるいは確立されないというような能力なり、素質のものを指しておられるものなのかどうか。あるいは、そうであれば、それはやはり民間には育成あるいは保有することができないものだということ、それなりの具体的なご説明を承りたいというのが2点目であるわけですが。

それと関連して、確かに作表の過程で、特に経済統計等に関しまして、事前に情報が漏れるというようなことになると、非常に大変なことで、その中立性が要求されるということも理解はできるわけですが、それと公務員か非公務員かということ、やはりこれは分けて考えるべきではないかと思うわけですが。特に従前は、今の法体系でいえばセンターは実施庁的な性格であったものが、独立行政法人に移行されたわけですから、その時点で、ある意味においては公務員の特定の部門に入っておりますが、公務員でなければできないというようなことの立証というのが中立性だけなのかどうか。あるいは今まで公務員という身分を保有することによって、そういうような情報の漏えいであるとか、あるいは客観性なり中立性の担保等が、それゆえに果たされたというような具体的な事例等があれば、ぜひお伺いしたいということですが。

いずれにしても、一番知りたい点は、統計局で企画をおやりになって、そしてセンターとの間でいろいろとキャッチボールがあるから、これは非常に相互の事情がわかっていないとやりにくいんだというようなことは、多分それなりに理解できることもあるわけですが、本来は実施部門と企画部門はそれなりにきちんとした緊張関係にないと、いわゆる中期目標、中期計画の達成度のお互いのチェックができないわけですから、もしそういった従前の内局的な扱いのままの存在であるとすれば、むしろそれは問題ではないかというふうにも考えられるわけですが、現在のところ、例えば統計局とセンターの間においてどのような人事交流がされて、どれぐらい人の行き来があつて、あるいは実施部門と企画部門との間の緊張関係というのは、どういうふうに確保されているのかということにつきましても、時間が足りなければ、また後ほど補足資料等において承りたいと思うわけですが。

それでは、以上3点の、相互に関係いたします重要な質問でありますので、お答えいただきたく思います。

○ 田口総務課長

ただいまご質問3点ございましたけれども、最初に指定統計などをセンターが独占的に行う本来の理由ということでございましたが、これは統計局が実施する指定統計調査は、いろいろございますけれども、例えば一番大きなものが国勢調査で、これは全国民対象に、5,000万を超える調査票の集計が必要である。そのほかの調査はそれほど大きくはないわけですが、事業所・企業統計調査ですと620万の対象があるとか、統計局が実施する調査が、極めて規模が大きいということがございます。

また、もう1つは経常調査と呼んでおりますけれども、消費者物価指数をつくるための小売物価統計調査あるいは失業率などの調査である労働力調査などの調査で、これは毎月決められた時期に公表する必要があるということで、極めて短期間のうちに統計表をつくらなければいけないということがございまして、センターが独占的に行う1つの理由としましては、前者については極めて規模が大きくて、これをやはり1つの主体が一元的にやらないと問題があるだろう。そうしますと、なかなか民間で5,000万やってくれるところはないのかなというような感じもございまして、また経常調査ですと、極めて短期間なうちに正確な統計をつくる必要があるというようなことで、間に合いませんでしたでは済まない状態があるといったようなところから、センターが業務を行っているということでございます。

それから、次が民間開放の関係でございますけれども、昨年センターの役割・業務等のあり方に関する研究会というのを開催しまして、そこでコアコンピタンスという話が出たわけでございますが、これは議論の過程でコアコンピタンスというものが抽出されてきたということでございまして、センターの業務を研究会のメンバーといろいろと見ていくと、やはりどうしても中核的な部分と、それからそうでない部分とあるなということでございまして、中核となる部分については、現実の高い専門性を持っておりまして、また専門性が必要であると考えられます。そこでコアコンピタンスを要する部分については専門性を高めていって、より質の高い業務を遂行してもらう必要があるだろう。また、そうでない部分については、外部の力がコストの低減ですとか、あるいは効率化といったものに役に立ちますので、導入していく必要があるであろうということでございます。

民間開放につきましては、その後内閣府の方とも連携しながら、センターの業務につきましては民間開放を進めるということでございまして、今年度につきましては、まずは民間開放を試行的に実施してみようということで、実際の業務の一部を民間企業に対して入札しまして、分類業務の一部を民間事業者にやってもらう。その結果をまた検証して、うまくいくようでしたらさらに進めていく。うまくいかないようでしたら、その原因を探って、どうすれば今後民間開放は進むんだというような問題意識を持ちながら、まずは今、民間の事業者に対して分類業務を一部行ってもらっているところでございます。今までのところでは、やはり能力的に見ると、センターよりもやはり若干低いのかなという感じがいたしますけれども、最終的に結果をよく分析いたしまして、それで民間についてそういったものを育てる必要があるということになりましたら、どういったやり方で育てていけばいいんだといったようなことが、次の課題になろうかと考えております。

その次が、現在、特定独法ということで公務員という身分を持ってやっているわけでございますけれども、これは公務員でなくてもいいのではないかと、非特定の独法で非公務員ということでもいいのではないかとということでございます。この辺につきましては、これまでの行革推進法ですとか、

そういった方針が定められているというふうにお聞きしております、当然のことながら、検討を始めております。

守秘義務ですとか、業務を確実に実施することは独立行政法人の通則法に書いてあるところがございますが、4年前には、発足当初は業務を確実に遂行する必要があるといったようなことが一番の大きな理由で、特定独法公務員型とにしたと承知しておりますけれども、そういった部分については、その後いろいろと法律整備も進んで、公務員でなくても守秘義務をかけたたりすることができるようになったのではないかと考えております。そういった状況もよく踏まえまして検討していく必要があるかと考えております。ただ、大きな組織でございますし、これまで職員も公務員でやってきたという事情もございますので、非公務員化ということになりますと、これは職員に説明して、納得もしてもらった上でやっていく必要がありますし、そうでないと、また士気の高揚といったことにもかかわってくると思います。

これまで検討していた中では、守秘義務については、制度的に法律などで担保できるのかなという感じは持っておりますけれども、若干気になるところが、独立行政法人あるいは非特定になったり非公務員型になると、国の機関よりは何か格が下がるのではないかとというようなところがございます。これが職員の意識だけであるならば、それは説得していくということになるかと思いますが、制度的な問題でそういうところがあると、これは処遇というんですか、不利益が生ずるおそれがあるので、もしあれば、そこは何とか手当てをお願いできればということでございます。いずれにしても、非特定化、あるいは非公務員型化ということについては検討を進めていきたいということでございます。

また、業務の進め方におきまして、従前の内局と同様で、緊張関係にないのではないかと考えております。これは、やはり組織が違っておりますとそれぞれの立場というものがありますので、そこは統計局とセンターの間でなれ合いというようなことはしていないつもりでございますし、また仮に民間ということになったとしても、現在民間開放などでは、一番大きなポイントとして、民間からの提案も聞きながら仕事を進めていくということが、国の仕事の効率化あるいは改善に役に立つのではないかと問題意識もあろうかと思っておりますので、一方的に統計局側が指示ないし命令を下して、センターがそれをこなすだけというような扱いではない方がいいのかなということでございます。

また人事交流につきましては、現在手元に具体的な数字を持っておりませんので、資料を提出したいと思っておりますけれども、考え方としましては、大きく統計の専門家というものをどう育てるという視点がございまして、企画だけではなくて、製表の方も知っている職員がいた方がいいと考えております。統計職員としての専門性をどう育てるかということと、あるいは集計の部分のこれだけやるという人がどのように配置されているかといったことが視点としては必要かなということで、これまで人事交流が行われているということでございます。具体的な数値につきましては、また後ほど提出いたしたいと存じます。

○ 山本臨時委員

確認しておきたい点が、最初のポイントなんですけれども、大量のものを短期間でやらなければいけないので独占的にやるんだというのは、論理的にちょっと矛盾するところがあると思うんですね。もし非常に大規模で短期間にやろうと思えば、もっとたくさんの人も要るのではないかと論議だって成り立つわけです。そうしますと、それをもし指定統計だけであれば、可能であれば、各省庁からも受託というのはむしろやるべきではないという議論になりますし、あるいは実際の国

勢調査等の調査業務というのは、調査をされている時点においては公務員の身分が与えられるわけなんですけど、実質的には民間の人材を使わないと実施できないわけでございますね。したがって、今のご説明は、より客観的に合理的なものとするためには、やはり今の作業負荷量なりが、効率性を上げて、非常に効率的にぎりぎりの状態であるんだというようなことがない限りにおいては、何ゆえに各省庁からの委託のものもこなしつつ、それが最適化なのかということの証明がないと、まだちょっとわかりにくい点がありますし、ちょっと論理的ではないということだけ、今の時点では申し上げておきたいと思えます。

○ 井上臨時委員

1点ちょっとお聞きしたいんですが、従来から国勢調査等の作表業務について効率化を図るといようなことで、実際に効率化が図られてきているところだと思うんですが、実際に各作表業務についてどれぐらいの人が投入されているのかという資料も、現実にも、出てきているという中で、実際に投入量または人件費という点に着目した効率化というのをどのようにお考えになっているのでしょうか。

○ 田淵臨時委員

私はちょっと違う観点で、非公務員化についてなんですけれども、ご説明を聞いていると、総務省としてのスタンスというのがよく見えないんですね。総務省として非公務員化を進めていこうということなのか、検討を進めていくというご説明をされているんですが、そのあたりの確認をさせていただきます。

○ 森泉委員

1点だけお聞きしたいんですが、1ページに職員数900名というふうに書かれておりますが、多分調査に対しては膨大なアルバイトとか契約の職員がいると思うんですが、従来及びこれからでもですけども、生のデータを見るのが随分、データチェックしていると思うんですけども、そういうときにアルバイトの人たちにどのようにして守秘義務を課していたのか、お聞きしたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、以上3点お願いいたします。

○ 田口総務課長

それでは、最後のものから申し上げますと、これは非常勤職員であっても国家公務員でございますので、服務規律に関しては常勤職員と変わりませんので、それで担保しております。

それから、次に非公務員化に対する総務省のスタンスでございますけれども、これは非公務員化ということで検討を進める。その際にどのような課題があるかということについて、今、検討を進めているということでございます。

それから効率化に関して、各業務の投入量、人件費でございますが、これは詳細にわたりますので、数値的なものと、また後ほどお示したいと考えておりますけれども、これまでの実績としまして、トータルの人件費削減ということで取組をしているところでございまして、センターは、たしか国の場合ですと4年で5.4%ということで削減を進めている。これはトータルのところでご

ざいます。詳細が必要であれば、また後ほどお示ししたいと存じます。

○ 井上臨時委員

では、詳細なデータについては、後ほどまた、後日いただきたいと思います。

○ 森泉委員

できたら、非常勤の人の人数を教えてください。

○ 田口総務課長

人数につきましては、大体100人から200人の間で増えたり減ったりしております。一番多くなるのはやはり国勢調査の集計のときに人数が多くなりまして、それが250人です。一番多いときに250人で、一段落した段階では100人程度に減る。その間を増えたり減ったりするというところでございます。

○ 富田分科会長

ほかにかがでしょうか。

私からなんですけれども、先ほど非公務員化のお話の中で、非公務員化したら、国より格が下がるとか、ちょっとおおよそ私などは想像できないようなご説明があったんですけれども、世の中にこういうことが出ると非常に誤解を招くこともあり、重々そこらへんはご留意いただきたいと思うんですね。そういう懸念を抱かれているというような話だったんですけれども、そういうことはないわけですし、あまりにもご説明がいかげなものかと思ったんですけれども、いろいろとご留意してください。

それでは、今日は時間の都合もありますので、統計センターについての議論は、ここで一旦打ち切らせていただきます。本日ご説明いただきました皆さんにおかれましては、ご多用の中、ご協力をいただきましてありがとうございました。

続きまして、平和祈念事業特別基金の業務の概要について、10分程度でご説明いただき、その後質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 米澤室長

総務省の特別基金事業推進室長の米澤でございます。よろしくお申し上げます。

それでは、お配りしてございます資料に沿ってご説明させていただきます。この基金の目的からでございますけれども、先の大戦における貴い犠牲、戦争犠牲というものを銘記して、永遠の平和を祈念しようということで、恩給欠格の方、それから戦後強制抑留をご経験された方、大陸から引き揚げてこられた方、そういった方々のご労苦について、国民の理解を深めることなどによりまして、これら関係の方々の慰藉の念を示す事業を行うということでございます。

この関係の方々でございますけれども、ここに3類型お示ししてございますように、旧軍人、旧軍属としての在職期間が短かったために年金恩給の受給権を持っておられない方、終戦後に旧ソ連とモンゴルに強制抑留をご経験なされた方、終戦に伴いまして本邦以外の地域、例えば中国、旧満州、又は南方地域から引き揚げてこられた方々が対象になってございます。

この基金といたしましては、昭和63年に認可法人として発足いたしまして、平成15年に非公

務員型の独立行政法人に移行してございます。この基金の概要といたしましては、このページの下のところにありますように、資本金200億円、4人の役員と19人の職員で事業を実施してございます。事業規模といたしまして、今年度予算で14億1,000万円、今年度末で中期目標期間が終了することになってございます。後ほどご説明申し上げますけれども、昨年制定されましたこの基金の廃止法に基づきまして、平成22年9月末までに解散するということになってございます。

事業の内容といたしましては、このページの真ん中ほどでございまして、2本柱がございまして、1つが労苦継承事業といたしまして、これは現在新宿の住友ビルに平和祈念展示資料館というものが置かれてございますが、その運営でございまして、全国各地で行っております平和祈念展の開催、関係者の戦争のご労苦の実体験をつづつております『平和の礎』、これは本でございましてけれども、こういったものを編集、発行を続けておりますし、労苦を語り継ぐ会の開催などもやっております。それから、これはもう既に刊行を終えておりますけれども、『戦後強制抑留史』という全8巻の書物も刊行いたしてございます。

それから右側でございまして、2つ目の柱として、関係者に慰労品を贈呈する事業を実施してございます。この基金が発足しまして以来、内閣総理大臣の書状ですとか、軍歴や軍隊のときの経験に応じまして、銀杯とか慰労品といったものを贈呈してまいりましたけれども、この事業は昨年度末で申請の受付を終了いたしております、現在は、基金の資本金、これはもともと400億円あったわけでございますが、そのうちの200億円を取り崩しまして、特別記念事業として、対象者に応じて、ここにあげております慰労品を贈呈する事業を実施してございます。

この基金の廃止と、この事業を実施するに至った経緯につきましては、次のページに整理しております。平成15年12月に自民党から総務大臣に申し入れがなされましたのを発端といたしまして、関係者間の調整を経まして、平成17年8月に、ここの点線で囲いました枠の中の合意が、与党と政府との間でなされました。

その合意の中身といたしまして、まず、関係者に改めて慰労品を贈呈する特別記念事業といったものを、200億円を目途に実施する。もともと基金の資本金は400億円ございましたけれども、そのうちの200億円を取り崩して、これをもとに実施するということが1つ。それから、基金の発足から行ってまいりました書状等贈呈事業といったものを、この特別記念事業開始のときまでに終了する。3つ目として、戦後強制抑留、それから引揚げに関する慰霊碑を建設する。4つ目として、先ほど申しました特別記念事業、それから慰霊碑の建設というものは、基金の資本金の一部を取り崩して実施し、残った資本金は国庫に返納するということ。5つ目として、特別記念事業の終了後、基金を廃止する。それから、先ほどもお話ししましたように、現在平和祈念展示資料館などで、戦争関係者のご労苦を伝える、当時の貴重な資料がたくさんございますけれども、そういったものの記録、保存のあり方を、国において引き続き検討する。それから、戦後強制抑留に係る慰霊などの事業に対する助成を行っておりますけれども、こういった事業も基金の廃止後も引き続き行うこととして、これらに必要な経費につきましては、国が措置をするということ。以上の措置をもって、戦後処理問題に関する措置をすべて確定、終了したものとします。こういったことが合意されたということでございます。

この与党と政府の合意を受けまして、平成17年10月に平和祈念事業特別基金法の廃止等に関する法律案が与党から提出されまして、同年12月15日に成立しました。この法律のうち、基金の資本金を取り崩すことができるという規定がございまして、その部分が公布と同時に施行されまして、この取り崩した部分を原資として、先ほど申しましたような新たな贈呈事業を今年度から開始したということでございます。

今後の主なスケジュールと課題というところをご覧くださいますと、現在はこの特別慰労品贈呈事業の受付を、この4月から開始したところがございますけれども、対象となる方々への周知、広報活動も含めて、その円滑な実施に向けて、引き続き取り組んでございます。また、戦後強制抑留ですとか引揚げについての慰霊碑の建設、それから基金解散後の関係資料の記録、保存のあり方についても今後検討していくこととしてございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました平和祈念事業特別基金の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 山本臨時委員

これは廃止されるということですから、どういった廃止の状況になるかということをお伺いしたいと思いますが、廃止の後、例えば監査とか評価作業というのはあるわけがございますね。そうすると、事実上職員なり役職員の方は、いつまでおられることになるのかということと、慰霊碑を建立されることになっていますが、慰霊碑の所有権はどこに行くのかということ、それと職員の方がプロパーの方も何人かおられると思いますが、職員の帰属について。この3点確認させていただきたいと思います。

○ 米澤室長

まず、1点目のいつまで職員がということは、この新しい贈呈事業も含めて、受付を今年度、来年度と実施いたしまして、その後処理の期間もございますけれども、そういったこともろもろあわせて、基金の廃止までは職員の方も仕事をしていただかないといけないと思います。

プロパーの職員はほとんどおりませんで、大部分国からの出向でございますので、そういった点での人事上の問題というものもあまりないのではないかと考えております。

それから、先ほどもう1点ございましたように、慰霊碑の所有権の話もございます。これは、国がきちんと措置してやっていくということでございますので、基本的に国有ということになるんだと思いますけれども、またその維持管理のあり方といったことも含めて、今後の検討課題になってこようかと考えております。

○ 山本臨時委員

そうすると、1点だけつまらないこと、でも、重要なことでもあります。退職金の支払いは、役員以外については生じないということよろしいでしょうか。

○ 米澤室長

基本的に、そういうことで理解しております。今の理事長は役人の方ではなくて、大学の先生に来ていただいておりますけれども、そういった方、あと、既に役人をやめてしまった者もおりますものですから、そういった方々の退職金の心配はありますけれども、大部分の職員については、もとに戻っていくということになると思っております。

○ 富田分科会長

大体よろしいでしょうか。

それでは、時間の都合もありますので、平和祈念事業特別基金につきましては、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、大変ありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力お願いいたします。また、本日は、時間の都合で十分なお質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合には、後日事務局を通じて照会したり、必要に応じワーキンググループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際にはご協力方、何とぞよろしくお願いいたします。

総務省の皆様方にはご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

それでは、ここで10分ほど休憩いたします。切りのいいところで、14時半から始めたいと思います。

(休 憩)

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので再開いたします。

農林水産省所管3法人の業務の概要につきまして、ヒアリングを行います。本日は、農林水産省、針原部長をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。まず、緑資源機構の業務の概要について、10分程度でご説明いただき、その後質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 針原森林整備部長

農林水産省林野庁森林整備部長、針原でございます。

資料2-1ですが、独立行政法人緑資源機構についてという資料に基づきましてご説明申し上げます。

1ページ目、ご覧ください。機構の概要でございますが、設立が平成15年10月1日、資本金が6,530億円余り、役員8名、職員720名、業務は1、2、3、4、5となっております。

2ページ目でございますが、変遷が書いてございます。森林開発公団が昭和31年に設立されました。農地開発機械公団が昭和30年に設立され、農用地開発公団、農用地整備公団というふうに変更いたしました。平成11年に緑資源公団ということで両公団が合併されております。平成15年に現在の独立行政法人になっております。

3ページ目以降でございますが、5つの事業について、1ページずつ説明しております。まず、水源林造成事業でございますが、これは保安林の整備を分収造林方式で行うという事業でございます。右上の四角い枠で囲ってある表をご覧くださいますと、森林整備、植林する、あるいは植林した森の間伐をするというのが主な事業でございますが、基本的に森林整備事業と治山事業と、機構のやっております水源林造成事業と3種類の事業が行われております。森林整備事業は、森林所有者の負担が3割強あります。自己負担が32%ございます。治山事業は、保安林の中で特に維持すべきものということで、国費と県費で全額行います。その中間に水源林造成事業がございます。整備するときには、森林所有者は負担がございません。ただし立木を伐採して売却したときにその売却益を持分に応じて分収するというので、これが分収造林契約ということでございますが、当面の費用を後送りするという中間形態でございます。国の予算の関係上、基本的には伐採規制がかかる保安林でございまして、森林所有者の負担のもとに行う。特に公益的機能が低いものは負担が

なく、その中間に位置する形態がこの水源林造成でございます。

4ページでございますが、幹線林道でございます。林道整備も3種類ございますが、その表、また右上をご覧くださいますと、緑資源は国有林、民有林を通ずる一番規模の大きなものでございます。7メートルまたは5メートルで、舗装で2車線。普通の補助林道は3メートル、5メートル、一部舗装でございます。山に入る作業道は、2、3メートル、一車線、非舗装です。幹線林道は一番大きなところを担うわけでございますが、計画延長2,013キロに対して65.2%、残りは700キロということになっております。

その次は特定中山間保全整備事業でございます。これは、森林と農用地の2つの公団が合併したときに、農林一体的な整備という事業を創設して、平成15年から工事が行われております。現在計画区域も含めて3地区、まだ若い事業でございます。これは、農林地の一体的な整備ということで森林整備、農用地整備、土地改良、農林道の整備、これを一体的に行うという、中山間の特色に応じた、効率的なことをやることによって、例えば耕作放棄地を森林に整備していくというようなことも地域の計画の中でやるような事業でございます。

6ページ目は、農用地総合整備事業でございます。これは農用地、基幹農道の整備を一体的、総合的に実施する、そのことによって農業の構造改革を加速するというところでございまして、平成2年度から20地区で行われておりますが、既に13地区を完了しております。次期中期目標期間中にはこれをすべて完了するという予定になっております。

7ページ目は、海外農業開発事業でございます。農水省の補助により、砂漠化の防止、復興支援に対する実証調査を行う、あるいはJICA等からの委託を受けて、途上国の農業開発に関する調査、研修を実施するというところでございます。事業効果でございますが、例えばマリでの取組が、国連の砂漠化防止の会議で優良事例の一つに選定されたり、機構が策定しました技術指針が、ポリビアでマニュアルとして採用されていたりしております。18年度の事業は、真ん中の段の右に書いてあるとおりでございます。

8ページでございますが、業務実績でございますが、人件費、一般管理費とも、この図にございますように減少させてきております。例えば人件費は72億、一般管理費が84億という状況でございます。

9ページ、残念なことに、この機構をめぐる談合疑惑が起こっております。これに対しまして、この談合はあってはいけないことであるということで、公取の調査に全面的に協力するように大臣から指示しておりますが、5月24日には告発が行われ逮捕者が出るという結果になっているわけでございます。この10ページ目には、その際の大臣談話にございますように、二度とこういうことが起きないように、林野庁あるいは機構、それと関係する法人の業務、組織、人事に関する徹底的な再発防止策を検討していただく、5名の方からなる第三者委員会をつくっております。また、林野庁及び機構からの関係法人への再就職は、現在すべて自粛しております。実質停止しております。それから発注するすべての事業、あるいは林野庁の発注するすべての事業は、大臣の指示で、現在一般競争入札に切りかえているところでございます。あわせて大臣と関係者の給与の返納をしているという状況でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました緑資源機構の業務の概要につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どなたからでもご発言願います。

○ 山本臨時委員

今、最後にお話があった、談合という言葉を使うかは別にいたしまして、入札の適正化に関する事柄なんですが、早速一般競争に切りかえられたということですが、そうすると、急にそういうふうのできるのであれば、昨年からのこの疑惑がかなり問題になっていて、たしかこの委員会においても問題関心は示したところだと記憶しておりますが、どうしてそれまでの過程で、今のような、やっておられるような入札の改革が進まなかったのかという点を確認させていただきたいのが1点です。

それで、個々の事業に入るわけですが、それぞれ書いております、まず最初の水源林造成事業、これは事業そのものは、私は水源涵養の森林の機能というのは非常に高いと思うのでございますけれども、この造成した植栽なり造林ですね、これが今、どのような状況で、どれぐらいの効果を発揮しているかということについて、ぜひ教えていただきたいと思うわけでございます。これがうまく機能すれば、ここに書いているような事業効果を発揮するというのは、3ページにも書いておまして、わかるのでございますが、今のところ計画の9割ぐらいでしょうか、何かかなり進ちょくしているということですが、進ちょく度合いだけではなくて、事業効果として今、どのような状況にあるのかということ、どういったデータに基づいて把握されているのかということ、ぜひ教えていただきたいというのが、事業にかかわる第1点でございます。

第2点は、機構がおやりになる幹線林道事業でございます。これは、今日の配付資料の4ページにも書いてございますとおり、ほかの通常の林道とか作業道とは違うんだということは、確かにこのとおりだろうと思うのでございますが、逆に、見直しもされているということでございますけれども、実際、例えばもう既に供用になった場合の事業効果がどのような状況になっているのか。あるいは逆に、ここに特色にも書いてございますとおり、大型車両とか一般の車両が通行できるということであれば、いわゆる道路交通法上、ここは多分幹線林道ですから、そうなっているのかもしれないませんが、林道としての性格上、通常の道路とどのような役割分担をされているのかということにつきましても、あわせて教えていただきたいと思うわけでございます。

3点目は、これもマスコミを若干にぎわせておりますが、特定中山間保全整備事業で、アイデアとしては、非常にすばらしいと思うんですが、従前からの、ただ個別のメニューというのはあったわけですね。土地改良なら土地改良、林野庁の方の事業であれば林野庁の事業、あるいは農村なり山村の振興の事業というのはあったわけでありまして、これをまず、機構がおやりになるということについての本省のこの事業の位置付けでございます。すなわち、まず、こういうコンセプトがいいかどうかという議論もありますが、いいということになった場合に、何ゆえに機構が、中期目標とか中期計画に書いてあるからやるんだというのも、それは説明としてはわからないわけではないんですが、もともとどういう理由で機構が行うのが一番いいのかということ、こういったものが今、例えばパイロットか何かで多分2地区か何地区かだったと思いますが、じゃあ、そんなにすばらしいものであれば、何でどんどんしないのかというようなことも、よくよく考えますと疑問な点がございまして。したがって、これは、例えば3つの事業をやることによって、個別にやるのに対して、どれぐらいのいい点があるのかということ、ぜひ定量的にわかるのであればお教えいただきたいと思うと同時に、このパイロットか何かで、今、2カ所されているということは、将来どのような展開を、本省として予定されておられるのかということにつきましてもあわせてお尋ねしたいと思っております。

それと、ODAの関係なんですが、機構がODAをされたらいけないというわけではないと思

いますが、どうも機構の海外農業開発事業との関係が、私にはいま一つ理解ができないところがございます。とりわけ本省として、こういうODAとODAの執行体制について、本省あるいは外務省、ほかの省庁との関係、そして独立行政法人等を活用した場合において、機構としての役割がODAの中でどういうふうに位置付けられているのかということにつきまして、明確にお答えいただきたいと思うわけでございます。

○ 富田分科会長

合計5点ほどありますけれども、お願いいたします。

○ 針原森林整備部長

まず、事案が公取の調査に入って、すぐに入札を一般に切りかえられなかったかどうかということでございますが、当初機構におきまして入札制度改革委員会、自ら起こしまして、それで検討の結果、発注業務を分けまして、現場の工事につきましては、19年度の事業からすべて一般競争入札に切りかえる。ただ、コンサルタント等は非常に専門的なので、一部指名競争を残すという形をとるという自主的な改革案を出していただいたわけですが、その後犯則調査に切りかえられ、その後強制調査になった段階で、やはり少しでも残しておくのはまずいだろうという大臣のご判断もあり、その時点ですべてを一般競争入札に切りかえるということで、今に至ったわけでございます。

水源林の効果でございますが、小面積の森林が具体的にこの森林がこのぐらいの水をためるといふことについては、学説上いろいろとございます。ただし、広い意味の森林につきましては、このぐらいの水源涵養機能があるということは、学説上ある程度明らかになっております。この水源林造成事業におきましては、大体東京都で使う2年分に相当する約36億トンを毎年貯水するという試算をしております。そのほか洪水の防止、水質の浄化にも役立っているというような効果があります。

○ 山本臨時委員

試算ではなくて、現状をどういうふうに把握されているのか、モニタリングされているのかというのが、私の質問なんですよ。

○ 針原森林整備部長

全体では45万ヘクタールの植栽を実施しておりますが、今後の課題として、造成がだんだん育成に変わってきて、手入れが必要になってくる森林がこれから増えてくるだろう。したがって、この水源涵養機能というのは、適正な間伐を行い、手入れをすることによって維持できるということでございますので、今後の維持管理、契約された森の維持管理といった需要が増えていく。新植の需要が減り、そういった管理の需要が増えていくというふうに……。

○ 山本臨時委員

ですから、その管理の状況がどうかというのがポイントだと思うんですね。

○ 富田分科会長

水源林涵養の目的に照らして、効果をどういうふうにとらえているかということ、山本委員、多分お尋ねで、例えば洪水の防止だとか、水質がどう浄化されたとか、そういうことについての評

価なんですけれども。何平米やったとかいうのは、ここにも書いてあるわけですから。

○ 古久保整備課長

説明させていただきますが、私ども水源林造成を行う場合に、事業評価として費用対効果の分析もいたすわけでありますけれども、その際にこれまでやられている様々な科学的な知識、技術的な知見、データ、そういったものを寄せ集めて便益をまず見るわけでございます。造成した後、箇所ごとに、例えば水の量をはかるということは、長年にわたる非常に詳細な調査を要します。このため、採択する段階での事業の評価という形で、これぐらいの森林を造成すれば、もともとの疎林のような状態のところで大きな林にいたしますので、日本全国でのデータを用いて、森林の状態によって土壌の状態がどのように変わり、その結果、水の流出係数、降った雨がどれだけ直接水域に流れるか、それから土壌の中に貯留されるか、といった計算を行います。こういった手法によって、森林の状態が改善されることによって、土壌の状況が改善されることを通じて、森林を何ヘクタール造成すれば、一般的なデータから、これぐらいの水の貯留効果なりが発生する。そういったものを、量として把握して、それを……。

○ 山本臨時委員

ちょっともう1回。視点が違っていたのかもしれないんですけども、それはそういうふうに見られているというのは承知しているんですが、ですからこそ重要なことは、植栽後の現状がどういような状況になって、その効果を発揮するために向かってきちんと手入れされているかどうかということが、どういうふうにもモニタリングされて、進ちょく管理されているんですか、どういう体制なんですかということが、事前にいただいた資料、あるいは年度の報告書を読んでもわからないものですからお聞きしているのです。分科会長がおっしゃったアウトカムなり効果のことも、検証も重要なんです、それには時間がかかるからなかなか難しいということをおっしゃるでしょうから、そこのプロセスの段階における、現状の植栽された9割についての手入れ状況が、今どうなっているとか、そういうことについてどういう体制にあるんですかというのが、私のもともとの意味だったんですけども。

○ 富田分科会長

きょうは時間の制約もあるので、資料でも。

次は、林道でしたっけ。

○ 針原森林整備部長

林道の事前評価ではなく事後評価のご質問だと思います。これにつきましても、事後評価、期中評価をやっておりますので、後ほどそのデータをお出しします。

それから、特定中山間は別途説明いたします。

○ 雑賀農地整備課長

農地整備課長の雑賀でございます。

まず第1点目、特定中山間事業をなぜ機構で行っているのかということでございますけれども、中山間地域、国土面積の約7割、農業生産でも4割ということで、非常に広い面積、重要な位置を占めているわけですが、なかなか多様でございます、中山間の課題も1つではないと考えており

ます。そのために様々なメニュー、中山間の活性化のためのいろいろな事業制度がございます。例えば中山間総合整備事業は別途ございますけれども、こちらの方は、ある程度集落と、それからその周りに農地がある、そういうスポット的なところを対象に、集落における生活環境と農地の生産性の向上ということで事業を実施している。そういうメニューもございます。

この特定中山間の保全整備事業の方は、イメージ的にはもう少し上流側の林地と農地が混在しているような地域における中山間の課題を克服するための事業制度ということでございまして、基本的にはやはり農業と林業の、その両方のノウハウ、技術的な蓄積というものが必要になってくると考えております。もちろんこういう公共事業につきましては、行政側が対応すべき課題ではあるんですけども、機構の方は農地整備公団と森林整備公団が合体いたしまして、結果的に林業と農業の両方のノウハウが蓄積されている団体があるということで、そちらの方をお願いしてやっていただくのが一番効果的だということで、機構の方でこの特定中山間保全整備事業をやっていただいているという状況でございます。

それから地区数でございますけれども、平成15年度からでしたので、まだそれほどたくさん地区数上がってきておりません。ただ、調査中の地区数が7地区ぐらいありまして、もう少したてばそれなりの事業の数になると思います。ただ、なぜ地区数がなかなか上がってこないのかということですが、1つには、特定中山間の事業の場合、参加していただく受益者、農家の方の同意が必要になります。地域の合意が大前提でございまして、特に農地をいじる工事の場合は、農家の受益者の方の負担もいただいております。全くただで公共事業をやっているわけではございませんので、農家の方からもお金をいただく。そうなってくると、やはりどうしても農家の方もいろいろとお考えになる。地域の合意を求めるのにも相当時間がかかるということで、なかなか数がすぐには上がってこないというところがございまして、これは土地改良事業、一般的に全部そういうことございまして、立ち上げて、物事が進んでいくのに若干時間がかかるところがあるということをご理解いただければと考えております。

もう1つ、あと具体的なよい点ということでございまして、こういう公共事業の場合は、もちろんコストと効果、我々B/Cと呼んでおりますけれども、その辺のところをきちんと見きわめた上で事業の採択をし、事業の実施をしております。最初の事業採択前にこういうB/Cを出すだけでなく、事業実施中は5年間ごとに再評価ということで、それぞれB/Cに変わりがいいのかという調査もやっておりますし、事業が終わった後5年後には事後評価ということで、事業の結果がどうであったのか、どういうふうなBがあつて、Cに見合うだけの効果が出たのかということ調べております。ただし、特定中山間の場合はまだ事業実施中ということで、事業が終わった後の事後評価というのはまだやっておりません。今のところは、まだ事業前のB/Cだけでございます。ただ、このB/Cの数字は今、手元に持ち合わせておりませんので、もしご入り用であれば、後で提出させていただきますと考えております。

○ 山本臨時委員

それはお願いしたいと思いますし、それで、今おっしゃったのは、分割してやる場合よりもB/Cが大きくなるということですね。そうでないと、要するにまとめてやるというメリットがないわけですから。それについても、もし試算されていれば、資料としてお願いしたいと思います。

○ 雑賀農地整備課長

事業制度という形でB/Cを出しておりますので、我々の試算としては、分割した場合よりも総合

でやった方がB/Cが高いんだという試算は、特にはやってはいないんですが。

○ 山本臨時委員

そうすると、観念論的ということですか。

○ 雑賀農地整備課長

林地と農地が混在しているようなところで、例えば実際の計算をやっておりませんが、確かにおっしゃるとおり観念論的なんです。林地は林地だけで工事をやり、工事をやるための実施部隊がそこに入り、農地は農地で工事をやって、そのための実施部隊が中に入る。両方でやれば、かかるコストは、そちらの方が当然高くなると考えておまして、具体的に地区ごとにそうになったらどうなのかというところの試算はやっておりませんが、観念的にはやはり農地と林地が渾然一体となっているようなところにおいては、農林地を一体的に整備する方が効果が高いと考えております。

○ 富田分科会長

あと、ODAがある。

○ 大田海外土地改良技術室長

海外土地改良技術室長の大田でございます。よろしくお願いたします。

資料は7ページでございますけれども、ちょっと古くなりますが、2000年のミレニアムの開発目標というものが発表され、その中に8つの課題がございました。その最初に貧困の削減ということが明確に打ち出されており、その対策といたしましては、開発途上国の貧困層の約7割が農村地域に居住している状況でもございまして、農業、農村分野での開発協力を通じまして、その生産性を上げるとか、あるいは雇用機会を増やしていく、そういったものについての重要性が、やはり国際社会の中でも共通の認識となっているところでございます。

そういうこともございまして、我が国としましてはODAの大綱の中で、貧困削減のための農業分野の協力ということについて重視しますとともに、この資料の上の右側にもございますように、農林省の食料・農業・農村基本計画の中で、開発途上地域の農業、農村の振興に関する技術協力等を実施していくということがうたわれているところでございます。また一方、このような援助等を行う形態としましては、資金協力としましては無償、有償、これらを通じまして、農村のインフラの整備等を行う。あるいは農業技術の向上などのための技術協力、それからパイではございませんが、多国間の援助ということで、FAOとかWFP等を通じまして、国際機関を通じての協力もございます。そのような農業分野の協力を進めていく中では、やはり国内外いろいろな機関のそれぞれの持っている優位性とか、得意とするところをうまく連携、協調させながら実施していくということが、効率的な援助ということにも資するわけでございまして、そういう意味で、現場ではいろいろな分野の協力を組み合わせながら、効率的な援助が実施されているところでございます。

機構におきまして、これまで国内外の事業で蓄積しました技術的なノウハウ、多様な人材、かんがい、排水、土壌、畜産、林業等ございますが、これらの人材を活用して、現地に適用する技術等を開発する。それから、もちろんそのように開発された技術、手法等をJICA等の実施する開発協力事業の中で活用していく。また、キャパシティー・ビルディングということで、海外の政府関係職員等を対象にした研修を行うわけですが、そのような研修を受託し、実施しているというこ

とでございます。そういった砂漠化防止等、地球環境問題の面で、技術的な支援の部分を実施しているというところでございます。

○ 山本臨時委員

それもまた、文書で質問させていただきます。

○ 田淵臨時委員

コストの削減の観点からなんですけれども、今回の資料の中にご説明いただいているんですが、以前いただいている資料の中で、出先機関、これはかなりダブっているところがあるというふうに見えるんですけれども、そのあたり地理的な観点ですとか、そういった部分で統廃合等の図る余地とございますか、そういったものがあるとお考えか、ないとお考えなのか。また新たに九州の方でも事務所をオープンされるような情報もあるんですけれども、その辺につきましても、本当に必要なかどうかという観点でご回答いただければと思います。

○ 針原森林整備部長

確かに経緯からいきますと、事業が開始されると事業所が開設されるということで、地方組織につきまして少し重いかなという感じがしております。それをどう見直しいくかというのは今後の課題であると考えております。

○ 田淵臨時委員

それは、統廃合に向けて検討するというところでよろしいのでしょうか。それとも、事業が新しく始まった状態であれば、またこれからもそういう形で引き続きこういう同じような状況になるのか、その辺はいかがですか。

○ 針原森林整備部長

統廃合、あるいは同じところにあるのは同一事業所化する、そういった課題があると承知しております。

○ 田淵臨時委員

承知しているのはわかっているんですけれども、どういうふうな観点でそれを進めていこうとお考えですか。

○ 針原森林整備部長

見直しを行いたいと思っております。

○ 田淵臨時委員

見直しを行うということですね。

○ 針原森林整備部長

はい。

○ 井上臨時委員

特定中山間の保全整備事業なんですけれども、ご説明聞いていると、場所によって、いわゆる農業の部分と林業の部分と、いろいろなパターンがあるんだというお話であったわけなんですけど、本来地域によって違うのであれば、行政側の課題を本来克服する場所として、当然自治体というのが一番身近にいるわけで、大体動かれると思うんですけども、その自治体と機構とが、どのようなかわりがあるのかとか、どのような連携があるのかとか、または競合関係にあるのかとか、そのような点を教えていただけますか。

○ 雑賀農地整備課長

基本的に特定中山間の事業は、もちろん受益農家の意向も重要ですが、その地域の自治体、市町村、それから県の要請を受けて実施しているということで、競合関係ではなく、そういう地域の要請を受けているということです。基本的に一市町村にまたがるということではなくて、1,000ヘクタールを受益面積下限にしておりますので、比較的広い面積において総合的に農地と林地を一体的に整備していきましょうというふうな事業制度でございますので、複数市町村がかかわっていただいているという状況でございます。あと、予算的にも国の方から補助金が出ておりますけれども、県の方から、それから市町村の方からもそれなりの負担をしていただいて、国、県、市町村、それから農家、4者のお金という言い方は変かもしれませんが、予算でもって事業をさせていただいているというところでございます。

○ 井上臨時委員

国があって、県があって、市町村があって、いわゆる機構はどこの段階に位置付けられるのでしょうか。

○ 雑賀農地整備課長

緑資源は、国からと県からと、それから市町村からと農家からお金をいただいて、工事を実施する。計画を立てて工事をするという部隊でございまして、そういった意味では、自らのお金でいうところではもちろんないわけです。

○ 井上臨時委員

今回実施しているのはパイロット的なもので、一地域なんですか。一地域だと思うんですが、それ以外のこの事業をやる場合というのは、実施主体はどのように組まれるんですか。

○ 雑賀農地整備課長

制度的に言えば、事業の実施主体は機構です。

○ 井上臨時委員

機構がかかわらなかった場合、どのように組まれるんですか。

○ 雑賀農地整備課長

機構が全くかわらないという状況になれば、もちろんこういう事業は行えない形になります。例えば複数市町村にまたがっておりますので、複数市町村で個別に、私のところはこれをやります、

あなたのところはこれをやりますという計画を立てるのが非常に大変ですので、自分の市町村だけでやろうと思えばできるかもしれませんが、複数市町村にまたがるような制度がありませんので。県の方も、農と林を一体的にやるような制度、県単独でそういったものをおつくりになれば別ですが、そういったものを持っておられるような県は、今のところありませんし、国の方でも、申しわけないですが、機構の事業以外に、農と林を一体的に広範囲にわたってやるような事業制度はございませんので、これを分割して、この部分は例えば県でやります、この部分は市町村でやります、この部分は国の補助事業の別の何かでやりますとかいう形で細かく分割していけば、トータルのパッチワーク的に同じようなものになり得るというものは存在するかもしれませんが、一体的にやろうと思えば、機構の事業だけです。

○ 井上臨時委員

そうしますと、この事業は実施年度、機構としては15年度からということなのですが、そうしますと、機構が行わない限りできないわけで、そうすると、ほんとに新しい事業で、それで今後この事業が充実していくことによって、ほかの例えば、これによってカバーできる事業というものがなくなっていくというふうにお考えなんですか。

○ 雑賀農地整備課長

トータルのにはそういうふうにご検討いただいております。これまでこういうふうな形で一体的にできなかったのを、ある意味、ほかの事業の組み合わせ、もしくは単独で、十分ではないにしても、そういう整備をやっていた。農地の整備をやる事業は別途補助事業ありますので、この部分の農地だけどうしても整備したいという場合は、これまで農地の整備だけはできたわけですが、今後、例えばこの機構の事業で農地と林地を一体的に整備することによって、この農地も整備されましたという形になれば、要するにこの農地の再整備をする必要性はありませんので、その部分の事業量は、もちろんほかの事業でやっていた分が減るといった形になります。

○ 縣臨時委員

データについて2つ伺います。1つは確認ですが、支分部局についてすべて、事業費、成果、人件費等について、セグメント情報はお出しになりましたか。人員については、最後のページにありますけれども、経費についてはお出しになっておられなければ出していただきたいと思っております。

それからODAについては、もちろんMDGsから発する農業関連の事業の重要性は、私もよく了解しておりますが、問題は、むしろ外務省の、それからJICAの技術協力等との重複がないかどうかということでございます。したがって、そうした関連機関とどのように役割分担や事業の折衝等をなさっているかということについて、メカニズムを、例えば典型例でお示しいただきたいと思っております。これは、データで示していただければ結構です。

○ 富田分科会長

ほかにかがでしょうか。

では、私から質問なんですけれども、先ほど井上委員が中山間の保全整備事業を例にお尋ねになられたんですが、私からは林道事業についてなんですけれども、事業の意義とか事業の概要についてはお伺いしたんですけれども、ここに書かれていることと、機構が具体的に業務としてやっておられること、今般世間を非常に揺るがしていることとの関係で、一体機構は林道事業において具体

的にどういう役割を、どういう仕事をやっているのでしょうか。つまり農水省の主務大臣である農水大臣が基本計画をお示しになられて、毎年の予算も確保して、機構に仕事をやらせるんですけれども、機構の方は、それを業者に発注するというをやっている、発注以外に何か仕事があるんですかね。だから、お伺いしているのは、農水省としての話なんだけれども、機構としてどういう仕事をやっておられるか。林道を例にとって、まずお示しいただきたい。つまり、測量にしろ設計にしろ、全部発注する。工事も発注だと。機構は、一体どういう役割を担っておられるんですかということについての答えをいただきたい。

○ 古久保整備課長

林野庁整備課長でございますが、緑資源幹線林道事業についていえば、大臣が基本計画を立てまして、それに基づいて機構が実施計画というのを立てます。これは、現地の概況をより細かく調査いたしまして、どういったところ、どういう路線、線形にするのがいいのかということ調べて決定いたします。それで実施計画を立てて、それからあと、年度ごとの事業計画になります。この実施計画の段階で、もちろん職員が山の踏査をしたり、いろいろな情報を集めて分析いたします。それから、事業の毎年の計画のところでは、これもどういった線形、地質といったものを、どういうデータを集めて、それぞれ自ら職員がやるもの、外注した方が専門的、効率的にやれるもの、そういったものを分けて、必要な事業は外部に出しながら情報収集、整理をして、それで設計図の段階にまで持っていくわけでございます。

それから必要な手続を経まして、発注、施行ということになりますが、その後工事の管理と、それからこの工事の場合には、これも地元の都道府県の負担金、それから受益者の賦課金がございます。工事費については国費の補助金と、残り、そういった負担金なんです。この負担金については、毎年度の工事のときにお金をいただくのではなくて、地元負担の平準化ということもあまして、財政融資資金の借入、緑資源債券を発行して経費を確保し、それを20年の分割で地元からいただく。こういった口座の管理というのもございます。

そういった一連の仕事があるわけございまして、その中に測量関係、調査関係の事業の発注ですとか、工事そのものの発注、これはみずからやっていないわけでした、事業者発注がはまってくる。こういう全体的な仕事でございます。

○ 富田分科会長

そうすると、その入り口の、先ほど言われた基本計画とか実施計画というのは、これからもできるんですか。

○ 古久保整備課長

この緑資源幹線林道事業については、平成6年ごろだったでしょうか、それまでには基本計画、全体で32路線というふうに大臣が決めておりますけれども、今後新たなものを基本計画として立てていくという予定はございません。

○ 富田分科会長

私より申し上げたい点は、もう皆さんも重々身にしみておられることで、大変恐縮なんですけれども、今の問題というのは、機構そのものの信頼を傷つけたということだけではなくに、また機構の業務のあり方へのいろいろな疑念がわき起こっているということだけではなくに、独立行政法人

という制度全体への信任をも揺るがしかねないようなことになっているわけですので、まず、そういうことをご認識いただきたいということでもあります。

先ほど第三者委員会が立ち上げられたということで、抜本的な再発防止策を検討すると。それはそれでいいんですけども、機構は今年、中期目標期間終了時の見直しということで、その対象となっております。抜本的な再発防止策ということにとどまりはせず、組織、業務のあり方について、まさに白紙から出直的に考え直すべきであると考えております。そういうことからいたしまして、やはり私どもといたしましては、独立行政法人をめぐる現在の状況にかんがみまして、相当厳しい態度で臨んでいかざるを得ないというふうに考えております。

○ 針原森林整備部長

この第三者委員会を始めるときの認識でございますが、今ご指摘があったとおり、私ども厳しく受けとめております。また、この問題が林野庁の再就職も関連する問題でございます。したがって、設置するときに、大臣からはタブーを設けずに、聖域を設けずに組織と事業と人事のあり方を見直してほしいという指示がございました。今のご発言も重く受けとめたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、本日は時間の都合もありますので、緑資源機構につきましては、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力をいただきましてありがとうございました。

続きまして、農畜産業振興機構の業務の概要につきましてご説明いたします。それでは、10分ほどご説明いただきまして、後、質疑応答を行いたいと思います。それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 吉田審議官

私、生産局担当の大臣官房審議官の吉田でございます。独立行政法人の農畜産業振興機構につきましてご説明申し上げたいと思います。

資料の1ページをおあげいただきたいと思いますが、初めに機構の概要につきまして説明させていただきます。機構は、農畜産物の価格安定業務、それから農畜産業振興のための補助事業、こういったものを適正かつ効率的に実施することを通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としておりまして、本年4月1日現在で、本部のほかに7つの地方事務所、そして3つの出張所、5つの海外事務所を有しております。役員が10名、職員は220名でございます。機構は、4の沿革のところにございますように、畜産振興事業団、糖価安定事業団、日本蚕糸事業団、野菜供給安定基金、この4法人を順次統合しまして、平成15年の10月1日に独立行政法人として設立したものでございます。

次、2ページをお願いいたします。機構の役割でございますが、上の図にありますように、乳製品ですとか、砂糖ですとか、でん粉、これはコーンスターチ用の輸入とうもろこしなどを指しますが、あるいは生糸といった、国民生活上重要な品目につきまして、輸入に当たりましてWTO協定に基づく調整金などを徴収いたしましたり、国家貿易機関としての輸入業務を適切に行うことによりまして、いわば輸入、農畜産物に係る国境調整といった重要な役割を担っているところでございます。

具体的に申し上げますと、バター、脱脂粉乳につきましては、WTO協定に基づくカレント・ア

クセスの適切な実施と、一般輸入にかかわります関税相当量の徴収を行っております。また、砂糖及び輸入とうもろこしにつきましては、輸入調整金の徴収、生糸も同様に輸入生糸調整金の徴収を行っております。これらの業務を適正に実施するには、公正、中立的な機関であります独立行政法人である機構が行うことが適切であるということでございます。なお、輸入牛肉等に係る関税の一部が、機構に交付されております。そして、これらの業務で得られました財源と国からの予算措置などをもとに、真ん中の方にあります、気象の変動や海外からの輸入の増減等によります農畜産物の価格及び需給の変動に対応した価格安定事業、農畜産物の生産、流通の合理化等に資するための補助事業、農畜産物に係る国内外の情報の収集、それから消費者や農業団体などに有益な情報の提供などを行っているところでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。機構の分野別業務を説明させていただきますが、畜産、野菜、砂糖、でん粉、蚕糸の5分野における業務を、勘定を区分して実施しております。なお、でん粉関係業務につきましては、制度改正によりまして、平成19年、今年度から新たに機構が行う業務として追加されたところでございます。

分野別の内容につきましては、4ページでございます。4ページ、5ページに畜産関係業務を説明してございます。4ページの左側にあります畜産物の価格安定に係る業務の欄でございますが、この図にありますように、畜産物の価格を安定させるために、価格高騰時におきまして、機構による輸入また売り渡し、及び価格低落時におきまして、生産者団体による調整保管への補助及び機構による買い入れ、保管をそれぞれ実施しているところでございます。具体的に申しますと、バター、脱脂粉乳などの乳製品の価格が高騰したときに、機構によりましてこれらの乳製品の輸入、売り渡しを行いません。また豚肉、牛肉の卸売価格が一定の価格帯におさまりますように、価格低落時に機構が豚肉、牛肉を買い入れまして、価格高騰時に売り渡しを行います。また、乳製品、食肉などの卸売価格の安定のために、価格低落時に生産者団体がこれらを買入れて保管したときに、それらの経費について補助を行うといった業務を行っています。

ページの右側の畜産業の振興に資するための事業等に対する補助でございますが、これにつきましては、畜産物の生産、流通、消費の各段階で生産振興、流通の合理化、衛生、環境対策、食の安全対策などの事業に必要な経費、それから学校給食用牛乳の供給の合理化、消費量の拡大などに必要な経費につきまして補助を実施しておりまして、これらの事業によりまして、右下の白い四角に書いてありますような目的を図っているところでございます。なお、資料には書いてございませんけれども、補助事業の実施に当たりましては、事業実施の効果を客観的、定量的に国民に示すこと、それから事業実施の透明性を一層高めていくことが求められておりますので、費用対効果分析によります事業評価の実施、コスト分析の導入などを既に行っているところでございます。

続きまして5ページでございますが、5ページ左側、加工原料乳生産者補給金の交付でございます。これは、牛乳、乳製品の供給と酪農経営の安定を図るということで、飲用牛乳向けに比べまして価格が安い、バターですとか脱脂粉乳などの乳製品の原料となる生乳の生産者に対しまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の規定に基づきまして生産者補給金を交付するものです。これによりまして、北海道を中心とする加工原料乳地域の生乳の再生産の確保を図っているところでございます。ページの右側でございますが、肉用子牛生産者補給金の交付でございます。これは、肉用子牛生産の安定を図るために、肉用子牛の販売価格が保証基準価格を下回った場合に、その子牛の生産者に対しまして、法律の規定に基づきまして生産者補給金を交付するものでございます。最後、ページの一番下でございますが、畜産物の生産及び価格等に関する情報収集と提供でございます。国内外の畜産に関する情報を収集、整理しまして、ホームページや情報誌、シンポジウム等を

通じて、幅広く関係者に提供しているところでございます。

続きまして6ページでございます。野菜関係業務でございます。野菜というのは、最近も話題になってございますが、気象状況の影響を受けて作柄が変動しやすいわけです。それから保存性が乏しいということで、生産量や価格が変動しやすい品目でございます。そしてまた品目の転換が比較的容易でございますので、価格の変動に応じて作物別の作付面積が大きく変動しやすいといった特性を有してございます。したがって、豊作などによりまして野菜価格の大幅な低下が続きますと、作付意欲が低下して、他の作物に品目を転換する、あるいは作付をやめてしまうなどといった事態が起こりまして、その結果、次の作付で面積が減少して、価格が逆に高騰して、消費者が迷惑を被るということもございます。

こういったことから、野菜の価格が著しく低落した場合に生産者交付金を交付するという価格安定制度を実施しております。あわせまして需給調整対策を実施しまして、価格高騰時には出荷の前倒しなどによって消費者への安定供給を確保する。一方、価格低落時には出荷の一部を一定期間先送りしたり、加工利用や市場隔離などを行うことによりまして、価格低落の長期化を回避するといったような措置を図っているところでございます。また、右側の方でございますが、特に最近加工業務用野菜の国産シェアが落ちております。加工業務用のニーズに合った生産ができていないということもありまして、契約取引制度を実施することによって、消費者ニーズに即した野菜の安定的な供給を図っているところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。砂糖及びでん粉関係業務でございます。砂糖につきましては、この重要性はご存じだと思いますが、砂糖の原料になります作物は、てん菜、さとうきびでございまして、北海道及び沖縄県、鹿児島県南西諸島において生産されております。国内産糖製造事業者と一体となって、地域経済を支える重要な役割を担っている品目でございます。また、でん粉でございますが、でん粉もばれいしょ、かんしょが原料でございまして、同様に北海道、南九州において、でん粉製造事業者と一体となって地域経済を支えているということでございまして、このような国民生活、地域経済上重要な砂糖、でん粉及びその原料作物について生産を維持して、安定供給を確保していくということから、ここにありますような砂糖、でん粉関係業務が出てきております。具体的には、輸入糖ですとか、輸入されるコーンスターチ用とうもろこしを、機構が輸入業者等から一旦買い入れます。この買入価格に一定額上乘せして、直ちに売戻しを行うことで、いわゆる調整金を徴収しまして、これを財源として甘味資源作物の生産者やでん粉原料用のいも生産者、国内産糖製造事業者あるいは国内産いもでん粉製造事業者への支援を行っているところでございます。でん粉製造関係業務につきましては、冒頭申し上げましたように19年からの導入のものでございます。

8ページでございますが、蚕糸関係業務でございます。ここの蚕糸関係業務につきましては、生糸の輸入調整措置と、蚕糸業の安定経営のための蚕糸業振興業務の2つがございます。左側が生糸の輸入調整措置に関する業務ですが、これは、輸入される生糸につきまして、先ほどの砂糖等と一緒にございますが、一旦買い入れて売り戻すことにより調整金を徴収するというものでございます。この調整金と国からの交付金を財源といたしまして、蚕糸業経営安定対策事業を行っております。国産原料繭につきまして、製糸業者から支払われる繭代に加えて、繭代の補てん金を交付することによりまして、国内蚕糸業の経営安定を図るということを目的として行っているものでございます。

9ページでございますが、機構の事業実績でございます。機構の事業につきましては、中期計画におきまして、補助事業の効率化等を通じまして、平成14年度の9割以下の水準に抑制することとされてございます。その結果でございますが、事業の実施に当たりまして、費用対効果分析手法、

コスト分析手法などを進めまして、事業費の削減、効率化を推進してきたところでございまして、平成19年度の予算は平成14年度予算の約63%となっているということでございます。

続きまして、10ページでございます。機構の効率化の取組でございまして、中期計画におきまして、退職手当を除く一般管理費について、平成14年度比で13%抑制するとされてございました。これが確実に達成できる見通しとなっております。それから人件費につきましては、行政改革の重要方針に基づきまして、平成17年度を基準として、平成22年度までに5%、今中期目標の期間中に少なくとも2%削減することとしております。これにつきましても、平成17年12月から計画的、段階的に実施しております本俸の引き下げ、これは役員等で14%、職員で最高で8%であります。こういった本俸の引き下げ、職務手当の引き下げなどを内容としました給与構造の見直しを着実に実施していきまして、この目標が確実に達成できる見通しになっているところでございます。それから、随意契約の適正化でございまして、これは随意契約審査委員会を設置して審査してまいりました。随意契約を行ったものについてはホームページで公表しておりますが、18年度は競争契約の比率が、件数で21%、金額で41%となっております。随意契約を行ったものについては、事務所の賃貸借の契約、それから都道府県への補助金等の交付業務の委託など、やむを得ないものに限っているということでございます。

最後になりましたけれども、機構の定員でございまして、11ページ、機構の定員につきましては、中期計画期間で227人から217人への10人減とされてございます。4法人時代の288人に比べますと24.7%の大幅減となっておりますが、実は平成19年度、冒頭に申し上げましたように、でん粉関係業務が新たに追加になりまして、その関係で、本来は20名ほど人が要るわけですが、この今の10名削減の中で、ほかの関係業務を整理しながら、当初計画どおりの人員で対応するという予定にしております。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました農畜産業振興機構の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 田淵臨時委員

まず、資料の1ページ目、2ページ目の部分なんですけれども、機構の目的として、農畜産業及びその関連産業の健全な発展、最終的には国民消費生活の安定に寄与するというのが目的となっていて、2ページで、機構の役割を果たすとそれが実現されるというようなご説明だったかと思うんですが、具体的にどういう形になれば成果が上がっていると判断できるのかというのが、目的と成果が同じなので禅問答のようで、その辺がよくわからない。具体的な機構としてのアウトカムというのが一体何なのかというのを、お伺いさせていただきたいというのがまず1点。2点目は、補助事業についてなんですけれども、B/Cですとかコスト分析ということで評価を実施されているということは評価できると思うんですけれども、評価した結果をどういう形で次に反映させているのか。要するに、事業の評価の結果がどういう形で、その次に、その補助事業を継続するとか、やめるとか、統廃合するとか、そういう形に反映されているのか、その部分をお聞きしたいと思います。あと、補助事業自体を機構が実施する意義というか、そういったものもよくわからないんですね。特定財源を主な財源としているという形ですのでその財源を他に使えないということであれば、特定財源のあり方そのものも見直しを検討する必要があるのではないかということで、補助事業に関

しては、その2点をお伺いしたいと思います。

○ 吉田審議官

最初のアウトカム、目的、それに対してそれをどれだけ達成しているのかというご質問、ご指摘でございます。目的をより具体化するものとして中期目標があるわけですが、実は中期目標の中でも、この目的の達成度合いを直接的に測る指標というのは設定されておりません。正直、できないんですね。それで、非常に漠とした言い方で恐縮なんですけれども、機構が所管している農畜産物の生産量、これが近年安定的に推移していて、国民生活の安定に寄与しているというのも、非常に荒っぽい言い方なんですけれども、1つの評価ではないかなと思っております。

それから、あとの個々につきましては、業務の適正かつ効率的な実施を図るという観点から、事業費の削減ですとか効率化、あるいは業務運営の効率化による経費の抑制を図って、その成果が得られているということの2点で、十分なお答えになっていないと思いますが、そういうことでございます。

○ 田淵臨時委員

生産量の安定の推移に寄与しているということなんですが、これは機構の役割だけではないですよ。ほかに大きないろいろな要素が絡んで出てきているわけで、その中で機構が存在する意義というものを示していけないと、今後存在意義が問われてしまうのではないかと思うんですね。今のご説明ですと、機構が必要なかどうかというのが見えない。要するに、機構が今後存在していく必要があるかどうかということすら見えないというところがあります。

続いて、資料の5ページのところで、情報収集と提供ということで、情報収集の業務も実施されているということで、いただいたデータでは、その情報収集に10億円を超える経費が使われているということですが、機構が情報収集あるいは提供業務を実施しなければいけない理由というのがあるのかどうか。なぜ機構が実施しなければいけないのか。本省ですとか、あと地方公共団体等でもそういった情報の収集はされていると思うんですね。10億円というのは、やはり国民から見れば大金ですので、そのあたりのご回答をいただきたいと思っております。

あと、地方の出先の機関のところなんですけれども、地方出先機関は10カ所で、海外が5カ所でしたでしょうか。その中で一体どういう業務をしていらっしゃるのかということと、そこに事務所が存在しなければその業務ができないのかどうか。ほかに代替の手段はないのか。これだけITですとか、そういった部分が発展しておりますので、以前はできなかったかもしれないけれども、今はできるというものもあると思うんですね。その辺りのお考えをお聞かせください。

○ 吉田審議官

最初のご指摘に対して、こちらの方でさらに細かい分析といいますか、したいと思いますが、1点だけ申し上げておきたいのは、確かに機構だけで安定が図れるわけではありませんし、国の役割等々も十分あるわけです。ただ、そういう中で、独法としての機能を生かして弾力的な運用をやることによって、大きな役割を果たしていると私どもは評価しているところでございますが、よりわかりやすい説明ができるようなことを検討してみたいと思っております。

それからもう1つ、情報収集、提供業務でございます。これは、農畜産物の需給に関する情報提供が大きいわけです。ここは、ご存じのように価格安定業務とか、そういうものをやっておりますので、需給に影響するいろいろな要因を調査して、それを提供するということが非常に重要ではな

いかと思っています。そして、この需給価格の安定に資するために出す情報というのは、中立で正しい情報がそれぞれの段階の関係者に適時、適切に提供されることによって、これらの下の需給判断に利用されるということが重要ではないかと思っております。こういう情報利用者から信頼される情報の提供というのは、機構のような中立的立場にある公的機関が行うことが適当ではないかと思っております。それから、機構ができるというのは、やはり所管品目の需給に関する独自の調査ですとか、あるいは価格安定制度や補助事業の運用を通じて、独自のデータの収集、蓄積についてノウハウを持っております。それから国内の関係者の情報源、そういうものもよく把握しております。高い情報分析収集能力を保有しているだろうということから、機構がこういう情報収集業務を行っているということでございます。

それからもう1点、事業所の配置でございます。特に国内の事業所の一番大きい要素は砂糖業務ですが、大体そういう精製糖業者から調整金を徴収しなければいけないんですが、そういう精製糖業者の工場あるいは本社、そういったところをベースにしながら事業所の配置を決めているところでございます。あと、異性化糖企業の本社も考慮して決めているところでございます。それから海外でございますが、これもやはり情報収集と絡んでくるんですけども、我が国の主要な畜産物の価格安定等に資するというので、畜産が非常に盛んなシドニーやワシントン、ブリュッセル、シンガポール、プエノスアイレス、この5カ所に海外駐在員事務所を設置しまして、それぞれに駐在員2名おります。この2名が、現地スタッフ、それから一部委託等をやって、海外の情報を収集しているということでございます。

○ 田淵臨時委員

データの収集のところも出先機関もそうなんですけれども、機構しかできないのか、機構以外にできる手段はないとお考えなのかお聞かせいただけますか。

○ 吉田審議官

効率よくできるという意味では、機構ではないかと思っています。

○ 田淵臨時委員

それは、何か確認されていらっしゃるんですか。ほかに実施の手段について確認した上で、機構が実施するのが一番効率的だから、今、機構が実施していらっしゃるのでしょうか。

○ 吉田審議官

特段実施したというわけではないですが、もう1点は、先ほど申し上げましたように、機構は国家貿易機関であり、そういう調整もしてございます。そういったものに絡んだ需給安定に係る情報収集でございますので、こういう公正中立な機関が行わないと問題が生じるだろうということで、機構が実施しているということでもあります。

○ 榎谷分科会長代理

砂糖、でん粉関係業務の内容のところと直接関係あるのか十分理解はしていないで言うんですけども、最近、エタノールなどのエコのエネルギーというんですかね、そういう農業なのか産業なのかわからないような部分が増えてきているんですね。その結果、そちらの方に生産がシフトしておりますね。それで、価格が高騰するというようなことが起きているという。どの程度事実なの

か、把握していないですけれども。それと、この仕組みとの関係というのはどうなんですかね。価格高騰しているという方向にあるわけですね。そうすると、価格調整の仕組みというのは、やはり既存のままの仕組みで十分これからも対応できると理解していらっしゃるのでしょうか。

○ 吉田審議官

今、問題は、特に、例えばアメリカですと、とうもろこしを原料にしてバイオエタノールを製造することでとうもろこしの需要が非常に増えてきて、直接的な影響と申しますと、しばらくの間は飼料用のとうもろこしの値段が上がって、市場価格が、一時かなり上がっております。今は、少し落ち着いています。砂糖につきましても、一時上がったんですけれども、今は少し下がっているということで、特段この機構の仕組みに直接影響を与えるような大きな影響は出ているとは認識しておりません。

○ 河村臨時委員

資料のお願いですが、事業の実施に当たって費用対効果の分析などをなさっていて進めていらっしゃるということを何回か伺ったんですが、典型例のようなもので結構ですので、具体的にどのような分析をし、どのような定量的なものを用いて、どのような見直しをされたかというのを、後日で結構ですので、お示しいただければと思います。

○ 富田分科会長

大体よろしいでしょうか。

それでは、時間の都合もありますので、農畜産業振興機構につきましては、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力をいただき大変ありがとうございました。

それでは、最後に農業者年金基金の業務の概要についてご説明をいただきます。ご説明、10分程度でお願いいたします。その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○ 中尾審議官

経営局の審議官の中尾と申します。資料に従いまして、農業者年金基金の概要につきまして、手短にご説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、農業者年金基金の概要でございます。前身の特殊法人が昭和45年に設立されまして、平成15年に独法化したということでございます。業務は農業者年金の事業と、これに付随する事業に限られております。

2ページでございます。基金の目的でございますが、「農業者年金は農業者のための国民年金の2階部分の年金」と書いておりますとおり、例えばサラリーマンであれば厚生年金、あるいは公務員であれば共済年金というような、国民年金の上乗せ部分につきまして、農業者については農業者年金の制度を設けて、ここで国民年金の上乗せの支給を行っていくということでございます。

3ページでございますけれども、その政策的な意味でございます。食料・農業・農村基本法に基づきまして、農業の持続的な発展を図るということで、真ん中に書いております、意欲ある担い手を育成していくということで、現役時代の所得の安定につきましては、右側でございますような経営安定対策という形で支援をしているわけでございますけれども、リタイア後の生活の安定を図

る制度といたしまして農業者年金の制度が設けられており、この2つが相まって、担い手の確保等の機能を果たしていこうということでございます。

4ページ目でございます。農業者年金制度の特徴でございますけれども、まず、積立方式の確定拠出型ということでございます。確定拠出でございますので、加入者数が変わっても安定している。それから加入要件は任意加入でございます、国民年金の第1号被保険者であること、それから年齢、それから60日以上農業に従事する。この要件を満たしたものが加入できるということになっております。保険料は経営状況に応じて月額2万円から6万7,000円の間で選択性である。国庫補助につきましては、特例付加年金といたしまして、認定農業者等に対しまして政策支援を行うということになっております。

実はこの制度の前に、昭和45年からの制度がございまして、次のページをご覧いただきたいと思っております。現在の制度は、今、申し上げたような制度でございますが、右側に旧制度ということで、平成13年までの制度の概略を書いております。大きく違いますのは、財政方式、それから強制加入で確定給付型であったということでございます。昭和45年にできました制度でございますが、農業者の数が大きく減少する中で、制度の維持がなかなか難しいということがございまして、平成14年から新制度に切りかえをいたしました。それで、旧制度の加入者でございますけれども、次の6ページのところをご覧いただきますと、旧制度の受給者が75万人おられたわけでございますけれども、この方々につきましては、制度改正後はその給付額を1割カットするということでご理解いただきまして、新しい制度に移ったわけでございます。

現在の業務でございますが、次の7ページのところでございます。農業者から市町村、農協等を通じまして農業者年金に加入があって、それで年金からまた給付するというところでございます。加入者ですけれども、平成18年度で8万3,972名、それから受給権者410名、これは制度が始まって、間もなくでございますので、受給権者の数はまだ多くございません。次の8ページに旧制度について記載しておりますが、67万6,000人の方に対して年金を給付していく。こういう仕事があるわけでございます。大きくこの2つの仕事をやっているとご理解いただきたいと思っております。

それから、次の9ページでございますが、独法化されて以降、業務運営の効率化による経費の抑制ということで、一般管理費や事業費の削減、それから業務運営の効率化などの取組を行ってきたところでございます。

10ページと11ページは統一様式でございまして、予算でございますけれども、勘定が4つございまして、上の方の特例付加年金勘定と農業者老齢年金等勘定は、今の現行制度の勘定、それから旧年金勘定と、次のページの農地売買貸借等勘定というのは旧年金に係る勘定でございます。

それから、12ページのところで組織体制を書いております。役員が5名、職員が82名ということでございまして、部局ごとの数を書いておりますけれども、一番下にございますように、北海道と九州につきましては、それぞれ加入者が多いということで、3人ずつの職員を連絡事務所に配置しているという状況でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました農業者年金基金の業務の概要につきまして、ご質問等ございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 井上臨時委員

新制度のもとで、加入者数がやはり伸び悩んでいると理解しております。実際加入者数が伸び悩んでいるのがなぜなんだというところを、どのようなことだというように考えられているのかということと、そもそもこの制度に加入するメリット、当初目的とした農業者の育成という目的がおありだというお話でしたが、そのメリット以外のメリットというんでしょうか、大きな目的ではなく、何らかの細かいメリットがあるのかどうなのか。つまりなぜ伸び悩んでいるのかというのは、どのように分析されているのかということ、まずお聞きしたいと思います。

そして、実際新制度のもとでは、委託費という形で、制度普及活動に対して委託金が出ている。約4億程度の委託費が出ているように見えるんですが、実際に制度の加入者というのが2,000人程度と考えますと、割り返すと、1人当たり21万円ということになってしまうようなお金が出ているということになってしまいます。この費用対効果ということ考えたときに、とても効果が十分、かけた分だけ認められるというようなことが言えないと思います。そのような中で、今後委託費というものについてどのように考えていくのか、その委託の方法とか、何か改善する余地をどのように考えられているのかということについてもお聞かせください。

○ 中尾審議官

まず、1点目の加入の状況でございますけれども、旧制度の加入者の方々から新制度に切りかえる際に、我々としてはできるだけ新制度に移ってもらいたいという期待を持ってはいたわけですが、先ほど申しましたような支給水準のカットということがございまして、やはり将来年金をもらうよりも、ここで脱退して一時金をもらおうということで脱退された方というのがかなりおられました。それから、年金額の引き下げということが旧制度で行われたために、新しい制度の加入促進をPRいたしました際に、この年金というのはまたカットされるのではないのかというような不安感が持たれていて、その不安感、不信感というものがどうもまだある。新しい制度のもとにおきましては確定拠出型でございますので、もとの制度と全然違う形になっているんですが、そのPRがまだ進んでいないということでございます。我々としましては、今の8万3,000人という数字をやはりもっと増やしていくべきであろうということで、関係団体とも昨年協議しまして、加入推進に向けた取組を強化しようと考えているところでございます。

その際、ご指摘ございました加入促進の委託費が効果的でないのではないかというお話をいただきました。ご指摘のありました、制度普及活動経費4億円余りでございますけれども、私ども、実はこの普及活動のほか、年金事業の経費といたしまして18億円の委託費、合わせて22億円余りの委託費を出しております、4億というのは、その中の積算として普及部分ということで、積算したものでございます。これは、農業委員会ですとか農協等に委託しているわけでございますけれども、この受託をする側では、実際には60万人以上の年金受給者がいて、これらの者に対しても非常に経費がかかるということでございますので、実はプールした形で使っているということでございます。年金の普及活動経費のためだけに4億円ということではなくて、積算で計算したものがそういうことだということなんですが、実際には22億円を加入者、受給権者に使っている。合わせますと、これが83万人おりますので、1人当たりの経費で2,700円、こういった使い方をしてというのが現状の状況でございます。それで、実は最初にご指摘ありましたように、制度の加入者がやはり伸び悩んでいるというところを改善するのに、今の委託の仕方でもいいのかというところの問題意識は、まさにご指摘のとおりでございます。今回この農業者年金基金の見直しに当たっては、この業務委託費の部分をどう考えていくかということの一つの大きな課題ととらえて検討しているところでございます。

○ 井上臨時委員

今おっしゃっているように、受託側がプールして計算されて、実際に見せていただいているんですが、実際の積算は詳細に、かなり細かく行われている。実際に出すところともう方の運用の仕方が全くミスマッチしている。それで、今後この委託料については改善するというようなお話ですが、実際にどのような方向で検討されるのでしょうか。

○ 中尾審議官

まだ検討途上でございますので、詳細は今、申し上げる段階にはないのですが、実は積算のお話がありましたけれども、かなり詳細な積算基準をつくってしまして、いわゆる頭割りといいますか、一律に出す部分でありますとか、実際の加入者なり新規の加入者に応じて出す部分であるとか、それぞれのところで、実は基準が細かく設定されております。やはり加入を促進していくためには、例えば一律の配分というふうなものよりは、やはり加入促進のために働く機関にインセンティブを与えていくような仕方であるとか、そういった形も必要ではないかなと思っております、この委託の仕方につきましては、効果的な使い方がされるような方向で検討してまいりたいと考えております。

○ 岡本臨時委員

職員の方の業務の内容なんですけれども、例えば7ページの資料などを見ますと、実際に農業者年金基金の職員の方が自ら資産運用されているように見えるのですが、それは正しい理解でよろしいですか。

○ 岡本臨時委員

例えばディーリングルームを備えて、実際に年金資産の配分などを自らの意思に基づいてやっていらっしゃるのか、あるいは農林水産省の方、あるいは金融機関に委託されて決めていらっしゃるのか、どこが年金資産の決定をしているのでしょうか。

○ 中尾審議官

7ページのところに利回りとか、それから4ページの下のところ資産運用のポートフォリオが出ております。これは、運用の基本方針を定めて、業務方法書の中で農水省の認可をいただくわけなんですけれども、これをつくるのに当たっては、コンサルタントに、ポートフォリオに基づいて期待収益率とかリスクの計算を検討していただきまして、現在はこの資産構成割合で期待収益率1.8%、リスク4.8%という計算のもとでやっております。国内債券については半分を自家保有で持っております、それ以外の部分については金銭信託として信託業務を行っている金融機関に運用してもらっているということでございます。

○ 岡本臨時委員

ということは、ある一定の指標などを、例えば金融機関に示されて、その金融機関に実際に委託は任されていらっしゃる。ですから、ここの基金の役割というのは、単純に利回りをどの程度欲しいというのを示されて、それで実際には金融機関がそれに従って運用している結果がここにあらわれているという理解でよろしいですか。

○ 中尾審議官

4ページのポートフォリオは、これはもちろん基金が決めているわけでございます。その前段の計算とかについてはコンサルタントにお願いしておりますけれども、基金にも一応検定協会の会員もおりまして、このポートフォリオとか、そういうものについては基金があくまでも決めて、それを受託機関の方に、運用のときには外部委託、金銭信託は指示しまして、それで運用しているということです。

○ 岡本臨時委員

わかりました。それで、私の質問は、基金がどういう役割で存在していらっしゃるのかということの質問なんです。最後のページで、82名ですか、確かにこれが多いか少ないかの判断は、私はできないんですが、実際にどういう仕事をされていらっしゃるかということの質問で、先ほどの委託のお話も、支払いなどの業務については、実際に外注されていらっしゃる。それから資産運用などについても、金融機関が実際のところはやっていらっしゃる。ということになると、どういう人に対して、加入してもらおうといったマーケティングみたいところは、この基金の方が農業者を回られて勧誘していらっしゃるということでしょうか。お聞きしたいのは、要するに実際にこの基金がないと、農業者年金制度というのが回らないかどうかということなんです。

もう1つ言いますと、年金制度自体の重要性は、私も理解しているつもりです。ただ、独立行政法人に基金が存在している理由はどこにあるのか。先ほどの法人にも、どういう意味があるんですかということと言われたんです。こういう特殊な金融の専門業務みたいところに、こういう1つの基金を置くということにどれほどの必要性があるのかということをお聞きしたいということになります。

○ 中尾審議官

資金運用についていえば、そういった意味では外部の力をかなり借りている部分もありますけれども、年金の給付とかいうところにおきましては、農地制度とか、そういうものと密接に関連していますので、例えば新しい制度でいうと特例付加年金とか、旧制度でまだ給付しています経営移譲年金などにつきましては、例えば農地を適切な第三者に渡すとか、後継者に渡すとか、そういうことを確認した上で年金をお支払いしているんですね。そういうことをきちんとするためには、業務受託機関もきちんと選んで、現実には農業委員会とJAにやっていただいているんですけれども、そういうときに最終的に年金を決定するのは、結局どこにも利害関係がないような独立行政法人であるような農業者年金基金というものがやるというところが、中立的な立場からやるというところに意味があるんだと思います。

○ 岡本臨時委員

ぜひご説明をお願いしたいのは、農林水産省があって、この基金があって、農業者がある。農林水産省がやるべき政策とこの基金がやらなければならない業務というのは、どの程度緊張関係に立っているのかということが非常に重要なと思いますので、この基金の必要性というのをぜひご説明いただけるような資料を提供いただきたい。できれば、農林水産省はこの基金の活動をどのように評価されようとしていらっしゃるのか、その活動の指標と水準をどのように考えていらっしゃるのかということを示していただくと非常にありがたいと思っています。

○ 富田分科会長

重要なご指摘ありがとうございます。大体よろしいでしょうか。

○ 黒川臨時委員

1つというか、2つなんですけれども、私、今日お伺いしていて、この基金の存在意義というのは、旧制度の方の支給というのがずっと続いていく。どこまで続くのかわかりませんが、人数が多いし、そこを担っているのも重要だと思っています。そこで、この給付ということについて、まず、この基金の組織がどの程度、今のままで必要なのか。要するに給付だけですから、給付だけという、何か他にもあると言われればそこまでなんですけれども、給付業務を一括して他のところに任せることはできないかということと、それからこの給付業務が毎年約2,000億円弱でしょうか、見ています。これが、先ほどのご説明だと、給付を1割カットしたときに、一時金も結構あったのだというような、何かそんなように聞こえたんですけれども、この約2,000億円弱が旧制度のもので、いつまでずっと国が、ほとんど補助しなければ成り立たないわけですから、今後何年間ぐらいこのぐらいのオーダーで支給が続くのか。それから、今の年金、他のところの年金制度、一般の国民の年金制度との関係で、将来年金の給付が見直されたときに、この旧制度の方も連動して見直しされる仕組みになっているのかどうかについてちょっと教えていただきたいんですけれども。

○ 中尾審議官

まず、一時金については、8ページのところをご覧くださいますと、旧制度の経営移譲年金、農業者老齢年金、一時金というような数字がここに載っておりますけれども、実は一時金というのには、脱退したときの一時金と、それから死亡したときに、死亡しますと年金給付ではありませんので、一時金でございます。ですから、一時金の額が減っていますのは、脱退一時金が平成15年ごろは多いんですが、これはもう大体一段落して、死亡一時金となってきております。

それから経営移譲年金なり農業者老齢年金は年金給付として出すんですが、何年かといいますと、結局、旧制度に入っておられる方が生きておられる限りは、いわば年金を支給していくという事務は残るわけでございます。極端なことを言うと、20代で入った方がおられる以上は、その方に支給していくという仕事は続くであろう。ただ、もちろんボリュームはだんだん落ちていくということになると思っております。これについては、旧制度の事務というものがだんだん減っていくことは見込まれるわけでございますけれども、現在やはり67万人という数字でございますので、その部分については一定のボリュームが必要ということでございます。

○ 黒川臨時委員

それから、金額、今後旧制度で幾らぐらいかかるのかも試算されていますよね。ちょっと教えていただけますか。

○ 中尾審議官

それは別途正確な数字、試算いたしたいと思っておりますけれども、今後の給付見込み額を試算したもので申しますと、トータルで2兆2,500億円、内訳等につきましては、また資料の形で提出させていただきますと思っております。

○ 富田分科会長

今のは、厚生年金保険のように財政再計算というか、そういう国民にとっての負担とか保険料だとか、そういうものについての計算を将来推計をなさっているかということなんですけれども。

○ 中尾審議官

保険料収入はございませんし、年金は全額国庫で負担しておりますので、それはございません。

○ 富田分科会長

給付だけね。

○ 中尾審議官

はい、そういうことでございます。

○ 富田分科会長

それでは、大体よろしいでしょうか。

時間の都合もありますので、農業者年金基金については、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜り、ありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後主要な事務事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。また、本日は時間の関係で十分なお質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合には、後日事務局を通して照会したり、必要に応じてワーキンググループ等でヒアリングをさせていただくことがありますので、その際にはご対応方、何とぞよろしくお願いいたします。

農林水産省の皆様方には、ご退席いただいて結構であります。ありがとうございました。

以上で、本日予定の法人の業務等の概要に関するヒアリングを終了いたします。最後に、今後の予定につきまして報告事項がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

○ 白岩評価監視官

先生方、今日もありがとうございます。次回の予定でございますが、ご案内のとおり、明後日、場所は航空会館でございます。案件は、国土交通省所管5法人。なお、明後日の会合には、冒頭からしばらくの間、委員長がおいでになります。

以上でございます。

○ 富田分科会長

それでは、以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会、独立行政法人評価分科会を終了いたします。本日は、ご多用の中、また長時間にわたってご出席をいただき、ありがとうございました。

— 了 —